

#### 第4号議案

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏

#### 提案理由

国及び他市との均衡を図るため、特殊勤務手当の新設及び額の改定を行いたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 17 年豊後大野市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 災害応急作業等に従事した職員の特殊勤務手当

第 7 条第 3 号中「1,680 円」を「2,160 円」に改める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急作業等手当)

第 8 条 第 2 条第 6 号の規定による手当は、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川等において次に掲げる作業に従事した職員に対し支給する。

(1) 巡回監視

(2) 当該道路、河川等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号の巡回監視 350 円

(2) 前項第 2 号の応急作業等 530 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 7 条及び第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に従事した業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。